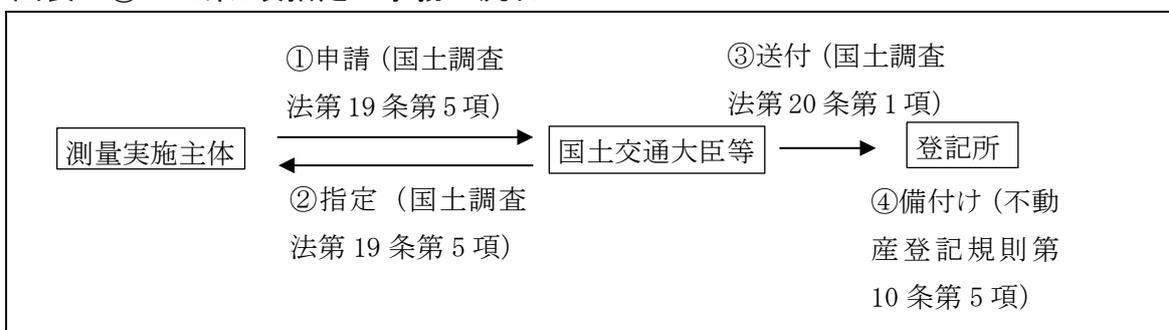


## 7 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用状況 (国土調査以外の成果の活用に係る概要)

国土調査法第19条第5項において、国土交通大臣等は、図表7-①のとおり、土地に関する様々な測量及び調査を行った者（以下「測量実施主体」という。）が、当該測量及び調査の成果について、国土調査の成果としての認証を申請した場合であって、その精度又は正確さが国土調査と同等以上であると認めた場合に、当該測量及び調査の成果を地籍調査と同一の効果があるものとして指定（以下「19条5項指定」という。）することができることとされている。

また、国土調査法第20条第1項において、国土交通大臣等は、19条5項指定を行った場合、当該指定の成果の写しを登記所に送付することとされており、送付された成果の写しは、登記所において、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第10条第5項に基づき、登記所備付地図として備え付けることとされている。

図表7-① 19条5項指定の事務の流れ



(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

なお、19条5項指定に必要な「国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さ」については、「国土交通大臣あての国土調査法第19条第5項の認証の申請について」（平成15年1月8日付け国土国第352号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知。図表7-②参照）等において、測量が測量法（昭和24年法律第188号）第11条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が世界測地系による座標値が示されていること、国土調査法施行令第15条で定める限度以上の誤差がないこととしている。

図表7-② 19条5項指定を受けるために必要な測量の基準及び精度

国土交通大臣あての国土調査法第19条第5項の認証の申請について（抜粋）	
<b>第1 測量の基準及び精度</b>	
19条5項申請に係る測量の基準及び精度は、以下の条件を満たすものとする。	
<b>1 測量の基準</b>	
測量が測量法第11条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が国土調査法施行令別表第1に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さで表示されて	

いること

## 2 測量の精度

国土調査法施行令第15条で定める限度以上の誤差がないこと（観測、測定及び計算等について地籍調査作業規程準則及び同運用基準に規定するものと同等以上のものが実施されていること。）

また、新住宅市街地開発事業、土地区画整理事業、土地改良事業等一部の事業については、法令等により19条5項指定を受けることが義務付け、又は極力申請することとされている（以下「法令による義務付け等により指定を受けるもの」という。）。

具体的には、図表7-③のとおり、新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令（昭和40年政令第330号）に定める新住宅市街地開発事業等については、同政令第6条第3項により、19条5項指定を受けることが義務付けられており、土地区画整理事業及び土地改良事業については、それぞれ「土地区画整理事業運用指針」（平成13年国都市第381号）及び「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」（昭和56年1月5日付け55構改B第1847号）により、極力19条5項指定を申請することとされている。

図表7-③ 法令による義務付け等により指定を受けるもの

区 分	事 業
「新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令」により、19条5項指定を受けることが義務付けられているもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新住宅市街地開発法に基づく新住宅市街地開発事業</li><li>・ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく工業団地造成事業</li><li>・ 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務市街地整備事業</li></ul>
通達により19条5項指定について極力申請することを推進されているもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土地区画整理事業（「土地区画整理事業運用指針」）</li><li>・ 土地改良事業（「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」）</li></ul>

（注）国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

### （19条5項指定の活用の促進に向けた方針等）

第6次十箇年計画の策定に先立ち、平成21年8月に公表された「国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書～国土調査の今後のあり方について～」（平成21年8月国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会。以下「21年度検討小委員会報告書」という。）において、図表7-④のとおり、19条5項指定を活用しているのは、法令による義務付け等により指定を受けるものに限られていることから、今後講じるべき具体的方策として、i)19条5項指定に係るメ

リットについて民間事業者等はもとより広く国民にも分かりやすく周知するとともに、ii)費用や手間に対して一定の支援措置を行うなど、申請に向けたインセンティブの付与が不可欠であるとされている。

図表7-④ 国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書（平成21年8月31日公表）（抄）

3. 今後講じるべき具体的方策

(1) 地籍調査関係

③ 民間開発事業者等が実施する測量成果の活用

公共事業や民間開発事業等で作成された地籍調査以外の測量成果については、地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定する制度（19条5項指定制度）があるが、現状でこの制度を活用しているのは、法令や通知により指定が義務付け又は推進されている一部の事業に限られ、民間開発事業者等からの指定申請は平成20年度で4件0.37km<sup>2</sup>のみであり、開発許可を受けた地域だけでも年間70km<sup>2</sup>以上あるという状況を踏まえると、適切な対応策を講じる必要がある。

具体的には、民間開発事業者等が申請しない理由として、制度自体を知らない、申請のメリットが感じられない、申請手続に係る追加的な測量や事務作業が負担でそれに対する支援措置もない等の理由があげられていることも踏まえ、指定を受けることで開発された宅地等が将来にわたって境界の明確な安定した資産となることについて、民間開発事業者等はもとより広く国民にもわかりやすく周知するとともに、費用や手間に対して一定の支援措置を行うなど、申請に向けたインセンティブの付与が不可欠である。

(注) 下線は当省が付した。

(7) 19条5項指定の活用状況

(全国における19条5項指定の活用状況)

全国における平成22年度から29年度までの19条5項指定を受けた地区の面積（以下「指定面積」という。）をみると、図表7-⑤のとおり、29年度末時点で、指定面積は580km<sup>2</sup>となっている。

その内訳をみると、法令による義務付け等により指定を受けた地区の面積が472km<sup>2</sup>と、全体の81.4%を占めており、その他自主的な申請による指定の実績は108km<sup>2</sup>と、全体の18.6%にとどまっている。

また、全国における平成22年度から29年度までの指定面積について、各年度の推移をみると、24年度が最も多く、135km<sup>2</sup>であるのに対し、25年度以降は減少傾向となり、29年度は54km<sup>2</sup>となっている。

図表7-⑤ 全国における平成22年度から29年度までの19条5項指定を受けた地区の面積

(単位：km<sup>2</sup>、%)

区分	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
指定面積	93	13	135	106	89	27	62	54	580
法令による義務付け等	91 (97.8)	13 (100)	120 (88.9)	85 (80.2)	71 (79.8)	9 (33.3)	35 (56.5)	49 (90.7)	472 (81.4)
自主的な申請	2 (2.2)	0.1 (0.8)	15 (11.1)	21 (19.8)	19 (21.3)	18 (66.7)	28 (45.2)	5 (9.3)	108 (18.6)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。  
 2 ( ) 内は「指定面積」に占める割合を示す。  
 3 小数第1位を四捨五入しているため、「合計」欄の値は、各年度欄の合計と一致しない。

また、平成22年度から29年度までの指定面積の中には、当該地区において過去に地籍調査が実施されていたこと等により、21年度以前に進捗率に計上済みの面積が含まれている。

これを踏まえ、平成22年度から29年度までの指定面積のうち、第6次十箇年計画期間中に進捗率に計上された面積のみをみると、図表7-⑥のとおり、283 km<sup>2</sup>となっており、第6次十箇年計画補足資料における成果目標である約1,500 km<sup>2</sup>に対する達成率は18.9%と、低調となっている。

なお、第6次十箇年計画補足資料では、成果目標である約1,500km<sup>2</sup>について、D I Dを中心に地籍整備を目指すとされている。

これを踏まえ、第6次十箇年計画期間中に進捗率に計上された283km<sup>2</sup>について、地帯別の内訳をみると、D I Dは50km<sup>2</sup> (17.7%)、宅地は68km<sup>2</sup> (24.0%)、農用地は159km<sup>2</sup> (56.2%)、林地は6km<sup>2</sup> (2.1%) となっている。

図表7-⑥ 平成22年度から29年度までの指定面積のうち、進捗率に計上された面積

(単位：km<sup>2</sup>、%)

区 分	面 積
指定面積のうち、第6次十箇年計画期間中に進捗率に計上された面積	283( 100)
D I D	50(17.7)
宅地	68(24.0)
農用地	159(56.2)
林地	6( 2.1)
指定面積のうち、平成21年度以前に進捗率に計上されている面積	297
合 計 (平成22年度から29年度の指定面積)	580

(注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 表中 ( ) は、「指定面積のうち、第6次十箇年計画期間中に進捗率に計上された面積」に占める割合を示す。

(イ) 19条5項指定の活用促進に向けた民間事業者等に対する周知の実施状況等  
(国における周知の実施状況)

国土交通省は、21年度検討小委員会報告書において、今後講じるべき具体的方策として、19条5項指定に係るメリットについて民間事業者等のもとより広く国民にも分かりやすく周知することが不可欠とされたことを受け、図表7-⑦のとおり、国土交通本省において、民間事業者等に対し、19条5項指定に係る概要等を記載した「国土調査法19条5項指定制度のご案内～地域開発・都市開発等を行う事業者の皆様へ～」や、19条5項指定の全般に関する解説や作業手順及び内容を具体的に整理した「国土調査法第19条第5項指定申請の手引き」(平成30年5月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)を作成し、地籍調査W e b サイトにおいて公開する等しているほか、様々な機会を捉えて関係団体等に周知を行っており、平成29年度からは、地方整備局等の出先機関においても、各地方単位の関係団体への周知を行っているとしている。

なお、国土交通本省は、地方整備局等における関係団体等への周知について、取組を開始して間もないこともあり、網羅的な実績の把握は行っていません。

図表7-⑦ 国土交通省による、19条5項指定の周知に係る主な取組

19条5項指定の周知に係る主な取組	概 要
「国土調査法19条5項指定制度のご案内～地域開発・都市開発等を行う事業者の皆様へ～」の作成、配布及び地籍調査W e b サイトにおける公開	地域開発・都市開発を行う民間事業者等に向け、19条5項指定の概要や、申請書の作成要領等を記載

「国土調査法第19条第5項指定申請の手引き」の作成、配布及び地籍調査Webサイトにおける公開	19条5項指定について、その内容の理解と取組を促進するため、19条5項指定全般に関する解説や作業手順及び内容を具体的に記載
研修、勉強会、講演会等様々な機会を捉えた関係団体等への周知	測量業団体や土地家屋調査士会等が定期的実施している研修、勉強会、講演会等様々な機会を捉え、関係団体等に19条5項指定について周知を実施 平成29年度からは、地方整備局等において、各地方単位の関係団体等への周知を実施

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

さらに、同省は、図表7-⑧のとおり、日本土地家屋調査士会連合会や一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人日本国土調査測量協会、公益社団法人日本測量協会に対し、民間事業者等が19条5項指定に係る申請を行うに当たって、必要な要領や留意事項等を取りまとめた「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について」（平成26年3月12日付け国土籍第306号国土交通省土地・建設産業局長通知）を発出しているほか、地方整備局等に対しても同旨の通知を発出し、積極的な申請を行うよう促している。

また、同省は、地籍調査その他の地籍整備に関する情報提供、意見交換等を目的として、毎年度、全国の都道府県地籍担当課を招集し、都道府県地籍整備担当者会議を開催しており、同会議において、民間事業者等へ19条5項指定について周知を行うよう依頼している。

#### 図表7-⑧ 民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について

<p>民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について（平成26年3月12日付け国土籍第306号国土交通省土地・建設産業局長通知）（抜粋） （略）</p> <p>1. 測量成果を活用した地籍整備の推進</p> <p>国土調査法第19条第5項では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に扱うことができることとしており、これを「19条5項指定」と呼んでいます。</p> <p>19条5項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。また、この指定を受けた地図は、国土調査法第20条第1項の規定により登記所に送付され、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第10条第5項の規定に基づき、不動産登記法（平成16年法律第123号）第</p>
---

14条第1項地図として備え付けられ、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

19条5項指定の促進を図る観点から、今般、19条5項指定申請のために必要な要領や留意事項等を取りまとめましたので、これに基づき、平成26年度以降に作成する実測図等を国土調査法第19条第5項の規定に基づいて積極的に指定申請していただきますようお願い致します。

(注) 下線は当省が付した。

### (調査対象都道府県及び市町村における周知の実施状況)

調査対象23都道府県及び104市町村における民間事業者等に対する19条5項指定の周知状況をみると、図表7-⑨のとおり、約2割に当たる24団体において、周知を行っている状況がみられた。

図表7-⑨ 調査対象23都道府県及び104市町村における民間事業者等に対する19条5項指定の周知状況

(単位：地方公共団体)

区 分	地方公共団体数
民間事業者等へ周知している	24
民間事業者等へ周知していない	102
合 計	126

(注) 1 当省の調査結果による。

2 周知状況が不明の1市町村を除く。

周知を行っている24団体における取組の例をみると、図表7-⑩のとおり、民間事業者が参加する協議会等において周知しているものや、地方公共団体のホームページにおいて周知を行っているものがみられ、中には、地方公共団体において、地籍整備担当部局と、公共事業等の実施等に係る事務を担当する部局（以下「開発部局」という。）が連携し、19条5項指定の対象となり得る開発事業の有無を把握した上で、開発事業を行う民間事業者等に対して、19条5項指定の周知を行っているものや、地方公共団体のホームページに、19条5項指定及び地籍整備推進調査費補助金について紹介している国土交通省のホームページへのリンクを掲載しているものなどがみられた。

図表7-⑩ 民間事業者に対して19条5項指定を周知している調査対象都道府県及び市町村の取組の例

区 分	内 容
民間事業者等が参加する協議会等において周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19条5項指定について、市内の測量業界団体に随時情報提供を行っているほか、商工会議所が主催する不動産セミナーにおいて、市職員が19条5項に係る講演を行った。</li> <li>・ 民間事業者等を対象としたセミナー等において、国土交通省が作成している19条5項指定についてのPR資料を配布して周知を図っている。</li> </ul>
ホームページによる周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページにおいて、「国土調査法19条5項指定制度のご案内」として、19条5項指定の意義やメリット、申請の対象となる測量成果等を記載し、活用を促している。</li> <li>・ 市は、ホームページにおける地籍調査のページにおいて「民間事業者等が測量を行う際に、国土調査法第19条第5項の規定に沿って地図及び簿冊を作成し、法務局に送り込んでいただける場合、補助金が受けられることがあります。」と記載するとともに、19条5項指定について紹介している国土交通省のホームページのURLを記載している。</li> </ul>
19条5項指定の対象となり得る開発事業の有無を把握し、開発事業を行う民間事業者等に対して周知を行っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市では、市の区域内において行われる開発事業区域の面積が500㎡以上の開発事業について、適正かつ円滑な処理を行うため、開発事業に係る担当課で組織した部会が毎週開催されており、当該部会で開発事業計画を把握し、委託事業者に対して19条5項指定の活用を促している。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

一方、19条5項指定を民間事業者等に周知していない102団体について、周知していない理由をみると、図表7-⑪のとおり、「民間事業者等に19条5項指定を活用してもらいたいが、民間事業者等と接点がないため、周知先が分からない」などとしている。

図表7-⑪ 民間事業者等に対して19条5項指定を周知していない調査対象都道府県及び市町村の主な理由

区 分	内 容
周知先が分からないこと等から周知ができない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19条5項指定を受けると、指定を受けた地区においては地籍調査の実施が不要となるため、活用してもらいたいが、どこに周知したらよいか分からない。</li> <li>・ 19条5項指定を受けるような民間事業者との接触がなく、制度を案内する機会がない。</li> </ul>
民間事業者等に対して周知しづ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の開発事業者からは、開発事業を行うに当たって、短時間で業務を済ませることが大事であり、手間や時間を要する制度</li> </ul>

らい	は活用しないという話を聞いているため、民間事業者に利用を勧めづらい。
----	------------------------------------

(注) 当省の調査結果による。

### (調査対象都道府県及び市町村における19条5項指定の周知に係る意見)

調査対象都道府県及び市町村では、19条5項指定の周知に係る課題について、図表7-⑫のとおり、「国土交通省は、19条5項指定を周知するに当たって、19条5項指定を受けるメリットとして、測量の信頼性が高まる、登記所備付地図となるといった点が紹介されているが、民間事業者等にとっての具体的なメリットが分かりにくい」といった意見がみられた。

### 図表7-⑫ 19条5項指定の周知に係る調査対象都道府県及び市町村の意見

- ・ 開発部局に相談・開発許可申請に来る人は、開発許可をもらうことが目的であり、その後のことまで考えている人はなかなかおらず、測量の信頼性が高まるといふメリットのみをもって申請を促すのは難しいのではないかと。
- ・ 19条5項指定に係る国土交通省が作成したパンフレット等では、19条5項指定を受けたメリットについて、測量の信頼性が高まることや、登記所の正式地図となることを紹介しているが、これが民間事業者等や開発部局にとって具体的にどのようなメリットがあるのか分かりにくいにもかかわらず、指定申請が煩雑であることが、活用が低調である一因であると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

### (調査対象都道府県及び市町村における19条5項指定の活用に係る運用上の課題に係る意見)

国土交通省は、「国土調査法第19条第5項指定申請の手引き」において、国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する測量及び調査の成果の作成に当たって必要な測量作業等の例を示している。

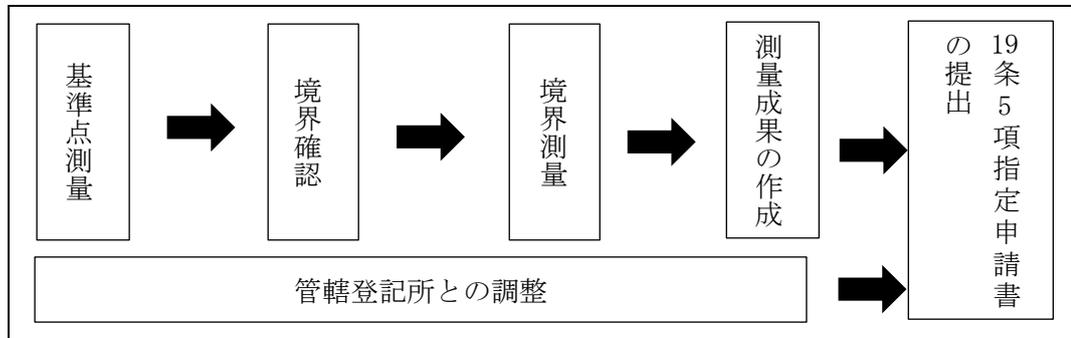
具体的には、図表7-⑬のとおり、19条5項指定に係る申請を予定している者は、測量の実施に当たって、国土地理院が設置する基準点に基づき測量を実施する必要があるため、測量を予定している箇所付近に基準点が設置されていない場合、まず基準点測量を行った上で、一筆ごとの境界の確認及び測量を行うこととしている。

また、作業の開始前に、管轄登記所と十分に調整を行うこととしており、19条5項指定の申請に当たっては、事前に、境界の確認及び測量の成果について、分筆等の不動産表示に関する登記を行うとしている。

さらに、19条5項指定の成果は、登記所備付地図として登記所に備え付けられることとなることから、登記所に送付するデータのファイル形式等について

て、19条5項指定に係る申請を行う前に、管轄登記所と十分に調整を図るとしている。

図表7-⑬ 国土交通省が示す、国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを確保するために必要な測量作業等の流れの例



(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

次に、19条5項指定申請に必要な提出書類をみると、国土交通省は、申請主体の負担を軽減する観点から、図表7-⑭のとおり、民間事業者等が行う測量業務において作成される書類を中心とし、19条5項指定に係る申請のため新たに作成する書類については、申請書等に限定しているとしている。

図表7-⑭ 19条5項指定申請に係る申請書及び必要資料

書類名	様式番号	提出部数	備考
申請書	① ●	1	定型様式
申請書添付書類			
総括表	② ●	1	定型様式
申請地域の位置図	③ □	1	申請地域の位置が分かる図面
基準点測量関係			
基準点測量網図	④ □	1	基準点を測量した際の網図（各等級毎）
基準点測量精度管理表	⑤ □	1	基準点測量の精度が確認できる管理表（各等級毎）
境界点測量関係			
境界点間距離の精度管理表	⑥ □	1	境界点測量の精度が確認できる管理表
面積計算書	⑦ □	1	境界点の座標値から計算した筆面積の分かる資料
地図及び簿冊			
地図一覧図	⑧-1 ●	2	申請する地図の相互の位置関係が分かる図面 ※複数枚になる場合に作成
地図	⑧-2 □	2	当該事業で作成した図面（19条5項指定対象図

				面)
	簿冊	⑨	<input type="checkbox"/>	2 簿冊は表紙を付し、全部事項証明書及び地積測量図の写しを添付 ※全部事項証明書がない場合は、登記完了証の写しを添付
「●」・・・19条5項指定申請のため新たに作成する書類を示す。				
「□」・・・通常の測量業務において作成される書類を示す。				

(注) 国土交通省資料による。

また、国土交通省は、国の機関、地方公共団体等が行う用地測量（土地、境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成するもの）において作成される資料等や、19条5項指定の申請に当たり、追加的に必要となる作業について、平成24年度に、25機関における実例を把握している。

一方で、調査対象市町村において、19条5項指定の申請を行う測量実施主体となる開発部局からは、図表7-⑮のとおり、「開発事業では、分筆の測量図を作成して登記すれば終了だが、19条5項指定を受ける場合、登記後に必要書類を作成しなければならない、測量実施主体にとっては追加作業でしかない」という意見や、「市が行う用地測量では、厳しい財政状況の下、経費の節減や、後続する事業への早期着手のための期間の最小化が求められており、19条5項指定を受けるための追加的な費用や期間は負担となる」といった意見がみられた。

#### 図表7-⑮ 調査対象市町村の開発部局における19条5項指定に係る意見

- ・ 開発事業は、分筆の測量図を作成して登記すれば終了する一方、19条5項指定を受ける場合、登記後に申請に当たって必要書類を作成しなければならない、事業者側にとって当該作業は追加作業でしかない。
- ・ 市が行う用地測量において、19条5項指定を受けるためには、申請に必要な書類を作成する必要がある、市が用地測量を委託する測量事業者において、当該書類を作成する費用と期間が追加的に発生する。市では、厳しい財政状況の下、可能な限り用地測量に係る経費を節減することが求められていることに加え、用地測量は、例えば、市道の拡幅改良等工事に当たって用地取得が必要な場合などに行うものであり、後続する事業に早期に着手するためにも、測量に要する期間を最小限とすることが求められており、19条5項指定を受けるための追加的な費用や期間は負担となる。

(注) 当省の調査結果による。

さらに、調査対象都道府県及び市町村においては、24機関（18.9%）が、19条5項指定申請は、民間事業者等にとって時間と手間が掛かるとしており、図表7-⑯のとおり、「民間事業者等にとっては、申請を行うメリットに乏しいと考えられる一方で、指定された書式に基づき申請に係る書類やデータを作

成しなければならず、その手間が19条5項指定の申請件数が低調となっている一因と考えられる」といった意見がみられた。

#### 図表7-⑯ 調査対象都道府県及び市町村における19条5項指定の活用に係る意見

- ・ 民間事業者等にとっては、19条5項指定の申請を行うメリットに乏しいと考えられる一方で、19条5項指定の申請を行うためには、指定された書式に基づき申請に係る書類やデータを作成しなければならず、その手間が19条5項指定の申請件数が低調となっている一因と考えられる。
- ・ 地籍調査担当課では、民間事業者等と接点がないことから、民間事業者等と接点のある開発部局に、19条5項指定について民間事業者等に周知してもらうよう依頼をしている。しかし、開発部局からは、民間事業者等は申請に掛かる時間や手間から、地籍整備推進調査費補助金を受けられるとしても、19条5項指定の申請に消極的だと聞いている。
- ・ 19条5項指定が活用されていない理由については、周知が不足していることや、申請に時間や手間が掛かるため敬遠されているケースがあると民間事業者等から聞いている。

(注) 当省の調査結果による。

#### (ウ) 地籍整備推進調査費補助金の活用状況

##### (地籍整備推進調査費補助金の概要)

国土交通省は、21年度検討小委員会報告書において、今後講じるべき具体的方策として、費用や手間に対して一定の支援措置を行うなど、申請に向けたインセンティブの付与が不可欠であるとされたことを受け、地籍整備が特に遅れている都市部において、地方公共団体や民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるよう、19条5項指定に必要な測量・調査、成果の作成に掛かる経費（以下「測量工程等に掛かる経費」という。）の一部を補助する地籍整備推進調査費補助金制度を平成22年度に創設している。

同補助金は、①D I D又は都市計画区域（地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域を除く。）で、②調査実施計画に位置付けられた一調査実施地区当たりの面積が500㎡以上である地区において、土地境界の情報の測量・調査を行い、19条5項指定申請を通じて成果を地籍情報として整備（以下「地籍整備推進調査」という。）しようとする地方公共団体、民間事業者等に対して補助を行うものであり、限度額は、図表7-⑰のとおり、1地区当たり550万円に加え、地区の面積に応じ、1ヘクタール当たり100万円に面積を乗じた額となっている。

図表7-⑰ 地籍整備推進調査費補助金の補助対象となる工程及び各工程に係る補助限度額

補助対象となる工程	補助限度額
(1) 調査計画作成	地区当たり20万円
(2) 既存資料収集・整理	地区当たり 500万円+100万円/ha×面積
(3) 現況調査	
(4) 境界確認	
(5) 予備調査	
(6) 成果作成	地区当たり30万円

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

なお、民間事業者等に対する補助については、平成22年度の制度導入時点では、民間事業者等に補助を行おうとする地方公共団体に対し、国土交通省が、測量工程等に掛かる経費の3分の1以内かつ地方公共団体が民間事業者等に対して補助する額の2分の1以内を補助する間接補助としていたところ、同省は、25年度に、民間事業者等による19条5項指定申請を更に促進するため、地籍整備推進調査を実施しようとする民間事業者等に対して、同省が、測量工程等に掛かる経費の3分の1以内を直接補助することを可能としている。

(地籍整備推進調査費補助金に係る予算額の推移)

平成22年度から29年度までの地籍整備推進調査費補助金に係る予算額の推移をみると、図表7-⑱のとおり、平成22年度は4.0億円であったが、以降減少し、29年度は0.9億円と、地籍整備推進調査費補助金を新設した22年度の22.5%に減少している。

図表7-⑱ 地籍整備推進調査費補助金に係る予算額及び執行額の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予 算 額 ( a )	400,000	320,000	224,000	224,000	203,769	203,769	76,435	90,000
執 行 額 ( b )	26,700	206,608	190,524	184,724	157,105	96,524	71,454	85,010
執行率 ( b/a )	6.7	64.6	85.1	82.5	77.1	47.4	93.5	94.5

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

(地籍整備推進調査費補助金の交付実績)

全国における平成22年度から29年度までの地籍整備推進調査費補助金に係る交付決定件数をみると、図表7-⑲のとおり、平成22年度から29年度まで

の交付件数の合計は362件となっており、このうち民間事業者等に対する交付は71件（19.6%）にとどまっており、地方公共団体に対する交付が291件（80.4%）を占めている。

なお、民間事業者等に対する交付について、経年推移をみると、平成23年度は3件で、交付決定件数全体に占める割合は5.3%であったのに対し、民間事業者等に対する直接補助が新設された25年度以降増加し、26年度に20件となったものの、以降は減少傾向となり、29年度には5件（11.1%）となっている。

図表7-⑱ 地籍整備推進調査費補助金に係る交付決定件数の推移

（単位：件、%）

区分	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
交付決定件数	11	57	50	54	64	33	48	45	362
地方公共団 体に交付	11 (100)	54 (94.7)	45 (90.0)	40 (74.1)	44 (68.8)	22 (66.7)	35 (72.9)	40 (88.9)	291 (80.4)
民間事業者 等に交付	0 (0.0)	3 (5.3)	5 (10.0)	14 (25.9)	20 (31.3)	11 (33.3)	13 (27.1)	5 (11.1)	71 (19.6)

（注）国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

（調査対象都道府県及び市町村における地籍整備推進調査費補助金に係る意見）

調査対象都道府県及び市町村における地籍整備推進調査費補助金に係る意見をみると、図表7-⑳のとおり、「19条5項指定のみを周知するのではなく、地籍整備推進調査費補助金と併せて周知していかなければ、19条5項指定されることによる民間事業者側のメリットが余りない」という意見や、「19条5項指定を受けるために必要な作業を考慮すると、現在の地籍整備推進調査費補助金制度による補助だけでは不十分」という意見、「地籍整備推進調査費補助金の補助対象となる500㎡を超える開発事業が市内にない」という意見などがみられた。

図表7-⑳ 地籍整備推進調査費補助金に係る調査対象都道府県及び市町村の意見

区分	内容
19条5項指定と地籍整備推進調査費補助金を併せて周知すべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間開発事業による測量でも、19条5項指定により地籍調査の進捗率に反映できることから、積極的に申請してもらいたい一方で、19条5項指定のみを周知するのではなく、地籍整備推進調査費補助金と併せて周知していかなければ、19条5項指定されることによる民間事業者側のメリットが余りない。</li> </ul>

<p>19条5項指定に係る申請の 手間と比較して、地籍整備 推進調査費補助金による 補助額が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19条5項指定を受けるためには、地籍調査と同等以上の精度が求められる上、申請手続に手間が掛かるため、民間事業者等にとって地籍整備推進調査費補助金の金額では割に合わないことから、民間事業者等から申請を行ってもらえないのではないか。</li> </ul>
<p>地籍整備推進調査費補助金の 補助対象となる規模の 開発事業がない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市では、開発事業があれば、地籍整備担当課が把握できる状況にあるものの、平成22年度以降開発事業がなく、今後も地籍調査未実施地区における開発事業は想定されない。</li> <li>・ 市内では、宅地開発等がほぼ終了しており、500㎡を超える開発事業は今後想定し難い。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。